（別紙２）農業用施設の整備（農業経営基盤強化促進法第12条第３項関係）

１　農業用施設の整備に関する事項

（注）農業用施設を整備する場合に記載すること

（農地法（昭和27年法律第229号）の特例を受けようとする計画については必ず記載すること）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 農業用施設  の 種 類 | 規模・用途等 | 施設の用に供する  土地の所在 | 地番 | 地目 | | 面積 |
| 登記簿 | 現況 |  |
| ① |  |  |  |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |  |  |  |

（注）「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

２　農地法の特例の適用に関する事項（農業経営基盤強化促進法第14条関係）

　□　農地法の特例の適用を受けない

　□　農地法の特例の適用を受ける

　　→　適用を受ける特例の区分

　　　　□　農業経営基盤強化促進法第14条第１項関係（施設番号：　　　）

　　　　□　農業経営基盤強化促進法第14条第２項関係（施設番号：　　　）

（注）１　該当する項目にチェックを入れること。

　　　２　農地法の特例の適用を受ける場合には、「適用を受ける特例の区分」における「施設番号」欄に「１　農業用施設の整備に関する事項」欄の施設の番号を記載するとともに、別紙３－１又は別紙３－２に必要な事項を記載の上、これを添付すること。

３　添付書類

　以下の書類を添付すること。

　□　農業用施設の規模及び構造を明らかにした図面